(配布先)

事務連絡(安-2025-38) 令和7年10月2日

支店長・副支店長

施工担当部署長、建設所長

副部長・副所長・統括工事長

安全長・安全主任

工事長・工事主任

関西支店取引業者災害防止協議会

関西支店 安全環境部長

令和7年「秋季火災予防運動」の実施について(要請)

火災の発生しやすい季節を迎えるにあたり、消防庁主唱による令和 7 年「秋季火災予防運動」が 実施されます。

当社作業所においては、別紙1のとおり季節を問わず溶接・溶断作業等での火気使用管理の不徹底等による火災発生が絶えません。また、<mark>令和7年3月から7月の作業時間中に、同一作業所において9件の不審火が起きています。当該作業所では、巡回の強化、火気の持込み禁止、監視カメラの設置、消火器の増設等の対策を講じています。</mark>

これを機に、作業所における防火管理体制及び自衛消防隊組織の整備とその機能・役割の再徹底、並びに下記事項の実施を徹底するよう要請します。

特に、竣工間際の火災はダメージが大きく、得意先に多大なご迷惑をかけるだけではなく、社会的信用の失墜にもつながりますので、火災防止に向けて隙のない管理の徹底をお願いします。

記

- 1. 期 間 令和7年11月9日(日)~11月15日(土)
- 2. 全国統一防火標語(令和7年度)

"急ぐ日も 足止め火を止め 準備よし"

- 3. 作業所の重点実施事項
 - (1) 次の事項の見直しと再徹底
 - a. 改修工事及び増築工事の既存取合部における「火なし工法}採用の徹底
 - b. 溶接・溶断等の火気使用作業時の防火対策と終了時の点検・確認、及び相当時間 経過後の点検体制の確立
 - c. 発泡スチロールの使用・保管に関するルールの徹底 d.

ウレタンフォーム施工済み場所での火気使用厳禁の徹底

- ・火なし工法の徹底もしくは十分な離隔距離の確保
- ・照明器具、仮設電線等熱源となるものを近づけない
- e. 事務所・休憩所・宿舎等の防火対策
- f. 消火設備・器具の適正配置と保守管理
- g. 不審火対策 (特に夜間・休日の部外者侵入阻止対策)
- h. 火災発生時の即時 119 番通報の徹底
- i. 充電器コードリールによる火災防止(破損物の使用禁止、周囲の可燃物の除去)
- i. スプレー缶の廃棄時の可燃性ガスによる火災防止
- (2) 防火点検表(別紙2)を利用した一斉点検並びに通報・避難及び初期消火訓練の実施

※この事務連絡は、示達本(安環安)25-06(令和7年9月26日)安全環境本部発行に基づき作成しました。

以上

※添付資料:過去の重大な火災事例(当社事例、他社事例)

参考資料: ①安全部ホームページ → 各種資料 → <u>ウレタン等の火災防止(示達 10-13)</u>

- ②事務連絡 23-09「火災発生防止について(指示)」
- ③事務連絡 24-35「エアゾール缶廃棄時の火災予防について(指示)」

社外秘

<u>最近の当社作業所での火災発生状況</u>(過去3年間・計23件)

(安全環境本部へ報告があったもの)

R7.9.21 現在

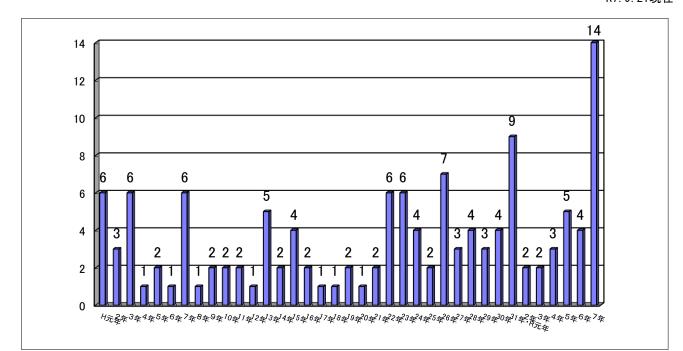
	発	生年月日	発 生 状 況	原因
1	5.	2. 16 14:30頃	鉄骨のガセットプレート <mark>溶接中</mark> 、養生シートの隙間から <mark>火の粉</mark> が落ちて 下階のイソバンド養生フィルムに <mark>引火</mark>	・養生の不備
2	5.	2. 20 13:50頃	冷温水配管SGP旋盤機で <mark>ネジ切り作業中</mark> 、スパークが発生し、周辺に 置いてあったウエスに <mark>引火</mark>	・可燃性物の放置
3	5.	2. 27 16:35頃	デッキを <mark>ガス切断中</mark> 、 <mark>火花</mark> が足元に置いてあった鋲打機のガスに <mark>引火</mark>	・可燃性物の放置
4	5.	4. 24 13:30頃	敷鉄板のずれ止め用にプレートで溶接していたものをサンダーで <mark>切断</mark> 中、 <mark>火花</mark> が枯草に <mark>引火</mark>	・養生の不備
5	5.	5. 20 7:00頃	作業開始前、工具を入れてある鉄箱とラックから出火	・充電器からの発火
6	6.	2. 9 19:20頃	フォークリフト発火、プラズマ切断の <mark>火花</mark> から <mark>引火</mark>	・養生の不備
7	6.	4. 18 17:10頃	設備電気室内で発見したイタチの死骸を除去しようとした際、死骸が充電部に接触してスパークによる <mark>火花</mark> が発生、作業員の作業服に <mark>引火</mark>	・通電を遮断しないまま作業
8	6.	9. 26 17:30頃	溶断時の火花が39階から21階まで落下し、21階の断熱材に <mark>引火</mark>	・養生の不備
9	6.	1 0. 1 0 11:00 頃	Fデッキ裏面のリブを <mark>溶断</mark> した熱で断熱材が溶け、発生した黒煙で壁面・ 天井面を汚染	・可燃性物の放置
10	7.	1. 9 18:30頃	スプレー缶にペンチで穴をあけ、ガス抜き作業中、缶内のガスに <mark>引火</mark>	・静電気による火花の引火
11	7.	3. 1 13:30頃	側道整備工事の二次製品をバートナーで <mark>切断中</mark> 、 <mark>火の粉</mark> が枯草に <mark>引火</mark> して延焼	養生の不備
12	7.	3. 6 16:10 頃	配線用下地の <mark>溶接中、火花</mark> が段ボールと取付マニュアルに <mark>引火</mark>	・養生の不備
13	7.	3. 19 11:00頃	作業がないにも関わらず、ラミネート看板が燃えた痕跡があり、電気ラックが焦げる	• 不審火
14	7.	3. 26 12:50頃	スコットトランスが過負荷により発熱し、発煙	・過負荷による発熱、発煙
15	7.	3. 29 9:50頃	作業がないにも関わらず、ダンバー養生材(ポリフィルム)が燃えて、ダ ンパーが焦げる	・不審火
16	7.	3.29 16:50頃	作業がないにも関わらず、プレナムチャンバーの入った段ボールが焦げ て赤くなる	・不審火
17	7.	3. 31 18:21頃	作業がないにも関わらず、燃え残った不要養生材を発見	・不審火
18	7.	3. 31 19:47 頃	ウエスらしきものの燃えカスを発見、別の場所でも鋼管内に軍手の燃え カス及び、ライターの破片を発見	・不審火
19	7.	4. 1 14:47頃	当該場所及び付近には火気使用作業がないにも関わらず、軽量鉄骨下地 の養生テープが燃えた跡を発見	・不審火
20	7.	4. 3 10:00頃	当該場所及び付近には火気使用作業がないにも関わらず、乾式間仕切壁 の保温材が燃えた跡及び燃えカスを発見	・不審火
21	7.	4. 11 16:05頃	当該場所及び付近には火気使用作業がないにも関わらず、片付け清掃中 にベニア板の裏から紙片の燃えカスを発見	・不審火
22	7.	5.15 15:40頃	高所作業車の軸受けプラスチックが溶けて小火発生、シャッター取付 <mark>溶</mark> 接作業時の <mark>火花</mark> の <mark>引火</mark> と推測(消防署)	・火花飛散防止措置不備
23	7.	7. 23 11:10頃	手すり単管の中にティッシュの燃えカスを発見	• 不審火

当 社 発 生 火 災 の 分 析 **** 過去37年間で131件発生 ****

(平成元年~令和7年)

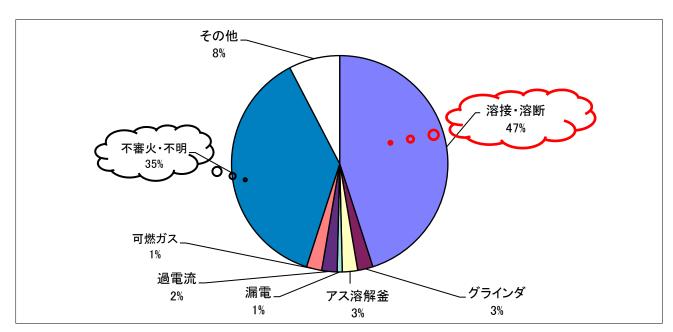
(1) 発生推移

工班的 年	発生件数
H元年	6
2年	3
3年	6
4年	1
4年 5年	2
6年	1
6年 7年	l l
/ 年	0
8年	I
9年	2
10年	2
11年	2
12年 13年	1
13年	5
14年	2
15年	4
16年	2
17年	1
18年	1
19年	2
20年	1
21年	2
22年	6
23年	6
	4
24年	4
25年	
26年	1
27年	3
28年	4
29年	3
30年	4
31年 · R元年	3 6 1 2 1 6 1 2 2 2 1 5 2 4 2 1 1 2 1 2 6 6 6 4 2 7 3 4 3 4 9 9 2 7 3 4 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9
2年	2
3年	2
3年 4年 5年	3
5年	5
6年	4
7年	101
計 生	131



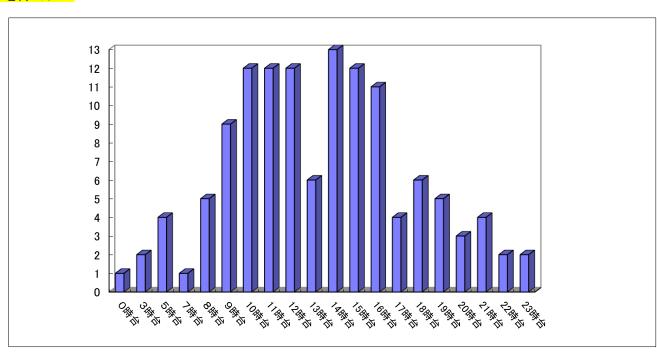
(2)発生原因

原 因	発生件数
溶接•溶断	59
グラインダ	3
アス溶解釜	3
漏電	1
過電流	3
可燃ガス	3
不審火・不明	49
その他	10
計	131



(3)発生時間帯 (時間不明5件を除く)

時間帯	発生件数
0 時台	1 2 4 1 5 9 12 12
3時台	2
5時台	4
3時台 5時台 7時台	1
8時台 9時台	5
9時台	9
10時台	12
11時台	12
12時台	12
13時台	6
14時台	13
15時台	12
16時台	11
17時台	4
18時台	6
19時台	5
20時台	3
21時台	4
22時台	2
23時台	6 13 12 11 4 6 5 3 4 2 2
計	126



R7. 9. 21現在

防 火 点 検 表

全国統一防火標語

" 急ぐ日も 足止め火を止め 準備よし "

点検月日:	月	日 ()
統責者 •	元方管理者	点検者

(結果欄の表示 ○:良好 ×:要是正 /:該当なし)

	点 検 項 目	結 果		点 検 項 目	結 果	
組織・計画	防火管理者の選任・届出			消火器等の消火器具配置		
	消防計画・届出		場			
	防火管理組織・自衛消防組織					
	改修・取合工事での火なし工法採用			ボンベ・ホース・器具の管理		
	火気使用作業時のルールと周知			資格の確認		
			···· - 溶 ···· 接	火気使用の届出・監視体制		
劫	通報・避難・初期消火訓練の実施			作業場所及び周辺の可燃物の除去・防		
教 育 等	救急法の訓練			護措置		
等			溶断	火花受け等の飛散防止措置		
	消火器等消火器具の維持管理		断作	消火器等消火器具の手元配置		
	救急用具・材料の整備(救急箱・担架等)	•	作業	作業終了時の報告・時間経過後の点検		
機 材	通報設備			確認体制		
•	電動工具の充電器と充電池は純正又は正規			強風時対策		
用具	品となっているか			32. 3. 3. 3. 3. 3. 3. 3. 3		
~	コードリールはキャプタイヤコードを全て			使用・保管する方法、場所、責任者の確認		
	引き出しているか		ス発			
	厨房ガス設備		ス 発 チ 泡	使用・保管場所付近での火気使用禁止		
	暖房器具の管理・取扱状況			ルールの掲示		
事	電気配線		゚ル	消火設備の設置		
事 務 所	たばこの吸ガラ処理		ウ	<mark>ウレタン施工時の火気使用禁止と表示</mark>		
•	避難用通路の確保		レタ	ウレタン材料の管理		
詰 所	避難階段・避難器具		5	施工箇所の火気厳禁表示		
等	消火器等消火器具の配置	<u> </u>		消防署への届出(指定数量の1/5以上)		
			. 危 険	貯蔵の場所・容器・数量等の管理		
		<u> </u>	物	貯蔵場所の消火器具配置		
	厨房ガス設備			メタン等可燃性ガス等の濃度測定管理		
	暖房器具の管理・取扱状況			有機溶剤使用作業中の火気管理		
	たばこの吸ガラ処理			電動カッター・グラインダー等使用時		
	電気配線		その他	の火花飛散防止対策		
宿	避難用通路の確保・表示			トーチランプ・ガスバーナの使用管理		
舎	避難階段・避難器具・表示			アスファルト防水作業の管理(溶解釜等)		
	消火器具・警報設備			爆発危険の予測される工事における		
	(設置場所と使用方法の周知を含む)			火気の携帯禁止(ライター等)		
	通報·避難訓練			場内安全通路(避難通路)の確保		
				その他火気使用時の防火対策		
				充電場所での周囲可燃物の除去		
喫 煙	歩行中のくわえたばこ禁止の徹底		1	不審火対策(特に夜間・休日)		
浬	喫煙指定場所の消火器具配置 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		1	スプレー缶のガス抜き確認		
要	·					
要是正事項及び措置 確認 認						

過去の重大な火災事例

【当社事例1】

発生日時:平成23年5月18日(水) 午後1時30分頃

発生場所:冷蔵庫棟 1階

【火災の発生状況】

・キーストン天井吊ボルトの振れ止め補強溶接作業中、 溶接火花が落下し、1階スラブ上に仮置きしていた スタイロフォームに引火し、燃え広がった。

・溶接火花はキーストン天井と区画壁との隙間、もしく は吊ポルトの切り欠き部分の隙間のいずれかより 落下(詳細は調査中)

-13:30頃 火災発生。

作業員を避難させるともに、消防署に連絡

-14:00 消防車が到着し消火活動開始 -17:40 消防車放水作業を一旦中断

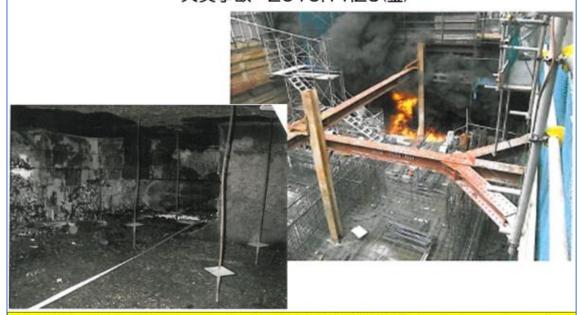
-18:30 放水作業再開

-20:30 鎮火



【当社事例2】





地下基礎工事中,型枠建込用のセパ受け金物を溶接取付中,レベルコンクリート下に打ち込んでいた発泡スチロールに引火した。

消火器で消火作業をしたが鎮火せず,10分後消防車が到着し消火した。 発泡スチロール約30m³焼失 場内各所及び隣地建物2棟 煤汚れ

過去の重大な火災事例

【他社事例1】



都内のデータセンター新築工事おいて、地下3階で鉄骨部材を切断中、溶断火花が床下(免震階)天井面の断熱用発泡ウレタンに着火した。(報道による)作業員3人のうち、火気使用者は1人、1人は飛び散った火花の消火役、もう1人は下階で火花監視役、火が付いた直後、水や消火器で消火したが間に合わなかった。(作業員5名死亡、42名負傷(内25人重傷))

【他社事例2】



建替え工事中の地方公共団体庁舎(25階建て)において、24階の人荷用エレベーターロビーで天井の鋼板をガスバーナーにより切断した際、天井裏に敷き込んであった断熱材(ポリスチレンフォーム)に着火し燃焼した。可燃物である断熱材が目視できない場所でガス切断作業をしたことが要因(当該地方公共団体発表)。火災発生時、24階には10人の作業員がいたが負傷者はいなかった(報道発表)。